

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 7 月 1 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2 件

国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600028 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600012 号

第 1 結論

昭和 53 年 3 月から昭和 55 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 3 月から昭和 55 年 5 月まで

私は、昭和 53 年 6 月に結婚し、その頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったが、しばらく国民年金保険料の納付を怠っていたために納付を催促する文書が何度か送付されてきた。実母に相談したら現金を書留で送ってくれたので、昭和 53 年の冬頃に、B 銀行又は郵便局で未納となっていた保険料を自分でまとめて納付し、その後は定期的に納付したにもかかわらず、年金事務所の記録は昭和 55 年 6 月から納付となっており、自分の記憶とは 2 年間のずれがある。請求期間が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和 55 年 6 月 25 日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、A 市は、請求者の請求期間に係る国民年金の届出に関する資料を保管していない旨回答している上、国の記録においても、請求期間当時、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を B 銀行 C 支店又は C 郵便局で納付したと主張しているところ、B 銀行の担当者及び郵便局における納付状況を管理するゆうちょ銀行の担当者は、国民年金保険料の収納について確認できる資料の保管は過去 10 年であり、請求期間当時の資料は保管していない旨陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況は確認できない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600025 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600026 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（船舶所有者名簿により後に、B 社に名称変更していることが確認できる。）における船員保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 26 年 3 月 18 日から同年 4 月 18 日まで

私が所持する船員手帳によると、A 社における雇入年月日は、昭和 26 年 3 月 18 日と記載されているにもかかわらず、同社に係る船員保険被保険者資格の取得年月日は、同年 4 月 18 日と記録されている。

私は、船員手帳どおり A 社が所有する C 丸に昭和 26 年 3 月 18 日から乗船し勤務していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する船員手帳により、請求者の A 社に係る雇入年月日は、昭和 26 年 3 月 18 日、雇止年月日は昭和 26 年 5 月 22 日と記載されていることは確認できる。

しかしながら、請求者が請求期間に係る同僚の姓名及び姓を挙げているところ、B 社に係る船員保険被保険者名簿により、前述の姓名を挙げた同僚は、請求者の同社における被保険者資格喪失後の昭和 27 年に被保険者資格を取得している上、前述の姓のみを挙げた同僚については、同被保険者名簿に同姓の者を確認できないことから、請求期間当時、同社は、必ずしも船員全員を勤務実態どおりに船員保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

なお、D 省 E 局の担当者は、通知により、現在は、船員を雇い入れした際の船員手帳の公認申請時には、船員保険に加入していることを確認しているが、請求期間当時については、当該申請時に船員保険の加入を確認していなかったため、船員手帳の雇入年月日と船員保険の資格取得年月日が、一致していないことがある旨陳述している。

また、船舶所有者名簿によると B 社は既に船舶所有者ではなくなっている上、同社に係る法人登記簿についても確認できないこと、及び前述の船員手帳により確認できる C 丸の船長は所在が確認できない上、前述の被保険者名簿により被保険者記録が確認できる同僚が、船長の子であり B 社において船員保険の事務を行っていたとする者も死亡していることから、請求者の請求期間における船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の請求期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が船員保険の被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。